

令和4年10月18日
鹿児島県公報別冊

「包括外部監査結果報告書及び報告書に添えて
提出する意見」に基づき講じた措置

(令和3年度監査テーマ)

県単独補助金に係る事務の執行について

鹿児島県監査委員

「包括外部監査結果報告書及び報告書に添えて提出する意見」に基づき講じた措置

【令和3年度監査テーマ】県単独補助金に係る事務の執行について

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
意見	1 (25)	【学事法制課】 No.1 私立高等学校入 学金・授業料補助 (入学金) 補助金交付事務の簡素 化について	本補助金交付に係る事務において、学校法人と県とで 交わされた交付申請以降の文書は、交付要綱に従って適 正に発行され、かつ、全ての書類において詳細な二重チ ェックの証跡もあり、事務手続の不備は見られなかつ た。 一方で、事業計画書及び事業内訳総括表は、ほぼ同一 の内容の書類を、15法人が事業計画時、交付申請時、実 績報告時と複数回、作成一郵送一照合しており、双方の 事務コストを考えると、当初提出書類内容から変更のあ る学校法人のみ再提出すれば事足りるのではと考える。 一般的な補助金は計画と実績が当然異なるが、本補助 金は、上半期で金額がほぼ確定する《入学金の減免》を 補助対象とする案件であり、実際に交付申請と事業実績 報告の件数、金額とも全15学校法人で一致していること から、事務簡素化を考慮した交付要綱の見直しが望まれ る。	当該意見を踏まえ検 討を行ったところ、事 業計画書及び事業内訳 総括表については、押 印が不要となっており データでの提出が可能 であるため、当初の内 容から変更のある学校 法人にのみ提出を求 め、事務コストの軽減 に務めることとした。
意見	2 (26)	他の就学支援補助金と の申請事務書類統合に ついて	学校教育分野での経済的支援策は、本入学金補助の他 に、授業料や(授業料を除く)教育諸経費の支援制度があ る。これらの補助対象家庭及び支給対象事業年度はおお むね重複しているが、申請手続は別である。 このため、保護者は課税所得証明等の申請資料を都度 準備する必要があり、申請窓口である学校や県の交付事 務所管課においても、同じ資料を何度も照合する作業が 必要となるなど、煩雑な申請書類準備作業の負担は大き いものと憂慮される。各補助金の支給要件や財源の違い 等により補助金要綱の統合は実務上難しい面もあるが、 少なくとも申請書添付書類は重複提出不要とできないだ ろうか。 県ではDX戦略を策定中であり、本件補助事業におい てもDX化を推進し、更なる事務効率化を検討されたい。	当該意見を踏まえ、 提出書類の簡素化につ いて検討を行うことと した。
意見	3 (28)	【学事法制課】 No.2 私立学校退職金 補助(私立中学高等学 校) 目的達成後の補助金交 付について	本補助金の目的は、前述のとおり「基金(退職事業積立 金)の造成の一部助成」であるが、令和2年度末の基金社 団の積立状況は、 退職事業積立資産6,441百万円 > 退職事業引当金5,746百万円 (資産超過695百万円) と、既に基金造成目的は達成されていると言える。 私学振興が県の私学助成の目的であるならば、目的を 達成した退職基金造成事業ではなく、それ以外の私学事 業に補助金を交付した方が、より有用なのではないだろ うか。	同補助は、私立学校 教職員の身分の安定と 長期勤務を奨励するこ とを目的としており、 現在は退職必要額を超 える積立資産が造成さ れているが、会員負担 率の引き下げに合わ せ、県の補助率も段階 的に引き下げている状 況にあり、引き続き補 助率の見直しを検討す ることとしたい。
意見	4 (28)	実績報告について	本補助金の補助金交付要綱において実績報告書の添付 決算書は収支報告書のみであり、貸借対照表は報告対象 外としている。しかしながら、本補助金の目的は単年度 の支出経費補助ではなく「基金(退職事業積立金)の造成 の一部助成」、つまり《資産形成》であるため、補助の 結果である退職事業積立金及びそれに見合う負債である 退職事業引当金を表す貸借対照表の報告が必要である。	今後、実績報告時に 貸借対照表の提出を依 頼し、確認を行うこと とした。
意見	5 (28)	概算払の理由について	一般社団法人鹿児島県私立中学高等学校退職金基金社 団(以下「基金社団」という。)は、概算払申請理由を 「資産の効率運用」としている。しかし、 ・ 県本体の資金運用実績よりも基金社団の資金運用 実績の方が良い。	当該意見を踏まえ、 概算払申請理由の具体 的な明記について、検 討を行うこととした。

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
			<ul style="list-style-type: none"> 年度末の補助金交付時期ではなく、今この時期でなければ利回りの良い金融商品を購入することができない。 等、「資産の効率運用」の具体的な理由は明記されていない。 概算払を可能とする要件は、『特に必要があると認めるとき』と鹿児島県補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）にあることから、概算払を必要とする理由は具体的に明記すべきである。 また、概算払の理由を「資金繰り」とする場合においても、基金団体の収支予算状況を吟味した上で、概算払の可否につき「特に必要があると認められる」のか、慎重な判断が必要と考える。	
意見	6 (28)	退職事業積立資産の資産構成について	令和2年度末退職事業積立資産のうち960百万円は「仕組債」、99百万円は「事業債」で運用されているが、県は本補助事業の成果である退職事業積立資産を構成する当該債券のリスクや基金団体の金融商品管理方針について把握していなかった。 仕組債の商品によっては評価損や償還損が発生する可能性があるため、商品自体のリスク及び法人のリスク管理体制の把握が重要となる。加えて、国債地方債よりリスクが高い事業債についても、基金団体の運用方針（投資可能な債券の格付、ロスカットルール等）は把握しておくべきと考える。 資産運用に関する法人の判断はもちろん尊重されるべきであるが、単なる渡し切り資金としての管理ではなく、補助の成果である積立資産が目減りするリスク及びそれを防ぐ法人の管理体制のモニタリングが必要と考える。	当該意見を踏まえ、法人の資産運用の把握等について今後検討することとしたい。
意見	7 (30)	【学事法制課】 No.3 私立学校退職金補助（専修学校） 公益目的支出計画策定団体に対する退職資金造成目的補助金の必要性について	一般社団法人鹿児島県専修学校協会は、公益法人から一般社団法人に移行する際に公益目的支出計画を策定し、現在も計画遂行中である。専修学校協会は、令和2年度末現在約9千万円の純資産（正味財産）を計上しており、公益目的支出計画完了予定達成見込みは令和26年3月としている。 またこの専修学校協会の退職資金の造成状況は、「75.8%」（退職事業引当資産÷退職給付引当金×100）であるが、現金預金を含めると「109.7%」であり、退職給付債務に見合う資金の造成は、ほぼ達成されているものと考えられる。 このような状況において、本補助金の目的は、「単年度の退職金支出の補助」ではなく、「退職資金の造成」であるため、なお当団体に補助金を交付する意義について、より慎重な判断が必要と言える。	同補助金は、私立学校教職員の身分の安定と長期勤務を奨励することを目的としており、現在は退職必要額を超える積立資産が造成されているが、過去に補助率を引き下げた経緯があり、また、毎年積立資産が減少してきていることから、今後、積立資産の推移等を踏まえ、補助金交付について判断していくこととしたい。
意見	8 (31)	実績報告について	本補助金交付要綱において実績報告書の添付決算書は収支報告書のみであり、貸借対照表は報告対象外としている。しかしながら、本補助金の目的は単年度の支出経費補助ではなく「基金（退職事業積立金）の造成の一部助成」、つまり《資産形成》であるため、補助の結果である退職事業積立金及びそれに見合う負債である退職事業引当金を表す貸借対照表の報告が必要である。	今後、実績報告時に貸借対照表の提出を依頼し、確認を行うこととした。
意見	9 (31)	概算払の理由について	一般社団法人鹿児島県専修学校協会（以下「専修学校協会」という。）は、概算払申請理由を「資産の効率運用」としている。しかし、 <ul style="list-style-type: none"> 県本体の資金運用実績よりも専修学校協会の資金運用実績の方が良い。 年度末の補助金交付時期ではなく、今この時期でなければ利回りの良い金融商品を購入することができない。 	当該意見を踏まえ、概算払申請理由の具体的な明記について、検討を行うこととした。

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
			<p>等、「資産の効率運用」の具体的な理由は明記されていない。</p> <p>概算払を可能とする要件は、『特に必要があると認めるとき』と交付規則にあることから、概算払を必要とする理由は具体的に明記すべきである。</p> <p>また、概算払の理由を「資金繰り」とする場合においても、専修学校協会の収支予算状況を吟味した上で、概算払の可否につき「特に必要があると認められる」のか、慎重な判断が必要と考える。</p>	
意見	10 (32)	<p>【財政課財産活用対策室】 No. 6 鹿児島県公の施設指定管理者支援事業費補助金</p> <p>事業継続支援事業費について</p>	<p>単年度の補助金のため、以後の事務に影響するものではないが、事業継続支援事業費について交付額の算定、支援のあり方等について述べたい。</p> <p>事業継続支援金が交付された施設は13あったが、このうち交付額200万円以上の施設（10件、11施設）について収支の状況と支援の金額とを見比べてみた。</p> <p>支援金は、過去3年間（平成29年度～令和元年度）の収支差額の平均（「標準事業収支」）から令和2年度の収支差額（「事業収支」）を差し引いた額（「差額」）と基準額との比較で算定されている。差額が基準額の10分の5以上の場合には基準額を、未満の場合には基準額に一定割合を乗じた額が交付されている。収入だけでなく、「支出」も算定要素に含められていることから、損失補填的な支援の色合いが濃いものと言える。この点、「事業収入」（売上高）の大幅な減少（前年同月比70パーセント以上減、50パーセント以上減など）を要件とした県内事業者への事業継続支援金とは支援の厚みが違う。</p> <p>7施設に対しては、事業収支のマイナス分を上回る支援がなされており、県内事業者への支援金と比べると不公平感が否めない。「支援」というのであれば、交付額は最大でも損失（赤字）額を限度とすべきである。</p> <p>減収幅も「県文化センター」と「霧島アートの森」以外は軽微であり、コロナ禍による影響は限定的であったことが見て取れる。両施設を含め、深刻な影響が生じて事業継続が困難であったとはとても言い難い。そもそも「上野原縄文の森」については、有料利用者割合が極めて低く、他の施設とは事情が同じではないので、利用者の減少と収入の減少とを関係づけて判定するのは適当ではないと思う。</p> <p>公の施設を健全に運営できるよう指定管理者に補助金を交付することに公益上の必要があることは異存ないが、基準額や交付限度額等の設計が適当であったかどうかの検証はしておく必要がある。併せて、支援金が交付された施設の令和3年3月の収支実績を確認しておくことが必要である。</p>	<p>当該意見を踏まえ、令和3年3月の収支実績を確認し、制度の妥当性を検証したところである。</p> <p>なお、令和3年度においても、同事業を実施する必要が生じたところであるが、施設の実情に応じた交付額となるよう、基準額や交付限度額の見直しを行った。</p>
意見	11 (34)	<p>【青少年男女共同参画課】 No. 8, 9 鹿児島県青少年育成県民会議補助金</p> <p>予算額と実績額との乖離が大きい場合の確認について</p>	<p>事業計画では、県民会議運営事業の「需用費」（総会資料印刷、事務局経費等）の収支予算額は221千円であったが、実績額は1,048千円とかなりの超過となっている。逆に「旅費」（総会出席者旅費、地域総会等出席旅費等）は854千円の予算額に対し、実績額71千円とかなりの未消化となっており、旅費の予算分が需用費に充てられた格好である。</p> <p>検査調査書では、『適正に処理されている』ことをもって合格としているが、本件のように予算額と実績額との乖離が相対的に大きい場合は、処理の適正性だけでなく用途の適正性を確認した上で可否の認定を行うべきである。</p> <p>なお、予算書の金額が千円単位で作成されているが、円単位での作成とさせるべきである。</p>	<p>当該意見を踏まえ予算額と実績額との乖離が相対的に大きい場合は、用途の適正性について確認することとする。</p> <p>また、予算書の金額は、円単位で作成することとした。</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
意見	12 (35)	【人権同和対策課】 No.12 人権啓発活動等 促進事業補助金 実績報告のあり方について	「県内行動費」の精算額4,700千円のうち、「役員 の部落問題の調査・研究に関わる行動費」として3,449千 円が、「事務局の各支部の調査・研究・連絡調整費」と して669千円の使用が報告されている（旅費は別途）。 啓発活動が事業の中心であるため行動費が多いのはわ かるが、誰が（誰に）いくら、どこでどのような調査・ 研究を、などが具体的に報告されていないため、用途の 正当性を検証しにくいものとなっている。事務局の行動 費は4月から3月まで毎月55,800円が、役員の行動費は 毎月の額は一定ではないものの、各月で経費が計上され ており、場合によっては、個人に対する経済的利益とも 認定されかねない。 このほか、「資料費」（研修会資料等の印刷製本費・ 購入費）が予算（2,300千円）の3倍近い実績（6,578千 円）となっているが、研修会がほとんど実施できなかった 事情に鑑みれば、増加したことの説明などがあってよ い。 予算額と実績額の比較説明を含め、もう少し具体的な 内容での報告を求めるべきである。	補助対象経費を細分 化し、経費区分や補助 率が確認できる書類を 添付するよう、関係要 綱を改正した。 引き続き関係団体へ の立入検査等行いなが ら、経費の正当性や必 要性を確認していく。
指摘	1 (36)	補助金の交付確定額に ついて	予算で大きな割合を占めていた研修関係の支出（研修 旅費等外4,595千円）がゼロであったため、精算額は予 算額から3割ほど少なくなっており、結果、概算払額の 方が多くなっている。 交付規則に従い当該超過額（560千円）については、 本来、返還を求めなければならないものであるが、本件 も含め、3件とも概算払額がそのまま交付確定額とされ ているため、かかる手続はとられることなく、事務は終 了している。 また、交付要綱で補助率は啓発活動等に要する経費の 「10分の10以内」とされているが、結果として10分の10 を超えた補助率となっており、要綱との整合性も問われ るところである。	事業実績の内容を改 めて精査し、当該団体 に対し補助金額の確定 を行うとともに、超過 交付となった補助金に ついては、返納処理を 行った。 補助対象経費を細分 化し、経費区分や補助 率が確認できる書類を 添付するよう、関係要 綱を改正した。 今後は補助金交付要 綱に基づく審査につ いて徹底を図り、再発 防止に務める。
意見	13 (36)	補助対象経費の明確化 について	鹿児島県隣保館連絡協議会に対する補助対象経費・補 助率は他の二者と同じではなく、また、予算書・決算書 における支出の内容、項目の区分の仕方が異なるため、 どの費目が補助対象経費であるのかわかりにくい。「分 担金」（上部団体への拠出額）、「予備費」の取扱いなど も含め、補助対象経費を明確にする必要がある。 また、本件も精算額が予算額より3割近く少ないもの となっている。補助金の額からして予算額全体が補助の 対象であると思われるが、結果的に補助率（2分の1以 内）を超える額が交付されている格好となっており （1,108千円×1/2<624千円）、要綱との整合性、交 付確定額の妥当性が問われるのは全日本同和会への補助 金と同様である。	事業実績の内容を改 めて精査し、当該団体 に対し補助金額の確定 を行うとともに、超過 交付となった補助金に ついては、返納処理を 行った。 補助対象経費を細分 化し、経費区分や補助 率が確認できる書類を 添付するよう、関係要 綱を改正した。 今後は補助金交付要 綱に基づく審査につ いて徹底を図り、再発 防止に務める。
意見	14 (40)	【離島振興課】 No.17 ふれあいアイラ ンドの形成推進事業費 補助金 収支予算書の財源内容 の明記について	県に提出されている収支予算書（当初予算）では、収 入に県からの補助金と構成21市町村による負担金のほか 「その他」95千円が計上されている。 一方、協議会の歳入歳出予算書では、歳入に補助金、 負担金のほか、前年度繰越金1,000千円が調定されてお り、県への報告のものに見比べた場合、収入の額が異な ったものとなっている。 主務課の説明では、収支予算書の「その他」は前年度 繰越金1,000千円のうち95千円が充てられているとの	協議会と調整し、収 支予算書様式の収入の 部の区分欄に、財源の 内容（繰越金等）を明 記することとした。

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
			ことであるが、財源の内容が明らかでないため、誤解を招きかねない。そうであるならば、その旨を明記するよう、協議会と調整するべきである。	
意見	15 (44)	【交通政策課】 No.19 離島航路補助事業 補助対象経費の明瞭記載について	鹿児島県離島航路運賃割引補助金交付要綱で、補助対象経費は『航路運賃と協議会で決定した運賃との差額に、離島住民の利用人数を乗じた額』とされているが、「運賃割引補助金交付決定及び交付確定額表」では、これが「総事業費」として一括されており、運賃差額や離島住民の利用人数、運賃割引が運航収益に対してどの程度の影響なのかがわからない。 国との合同検査で実績報告どおりの割引が行われていることを確認した旨の記載が添えられているが、そうであればその実績を記した調書等を添付するなど工夫するべきである。	申請書に実績を記した調書を添付しているところである。 当該意見を踏まえ、「運賃割引補助金交付決定及び交付確定額表」における記載について、総事業費としての一括記載を見直すこととする。
意見	16 (47)	【かごしまPR課】 現在【販路拡大・輸出促進課】 No.27 特産品振興事業 (特産品総合振興対策事業) 補助金 概算払の理由について	事業実施実績書は事業の内容と効果等が具体的に説明されており、この点は良いと思う。ただ、収支精算書は補助金の額と補助事業費の額しか示されていないので、特産品協会全体の収支の状況がわからず、県からの補助が事業遂行上、どの程度の支援となっているのかが判断できない。 概算払を必要とする理由が、いずれも『…公益社団法人であるため、収益事業に専念できず十分な収益をあげることが困難であり、…事務費・人件費の支払に支障が生じるため…』とされているが、特産品協会の決算書を見ると、補助金以外に県からの委託料のほか、負担金収入や会費収入などを得ていることがわかる。運転資金(現金預金)も補助金の額を上回る額が確保されており、事務費・人件費の支払に支障が生じるような状況とは思えない。	特産品振興事業補助金交付要綱に基づく正当な手続きであるものの、概算払申請時における必要とする理由については、財務状況等を把握しながら、適正に判断していく。
意見 意見	17 (48) 18 (49)	【かごしまPR課】 現在【販路拡大・輸出促進課】 No.28 伝統的工芸品産業振興対策事業費補助金(大島紬) No.29 伝統的工芸品産業振興対策事業費補助金(薩摩焼) 補助対象経費に含まれる消費税の仕入控除税額の取扱いについて	本補助金の補助金交付要綱には、補助金の交付申請に当たって、当該補助金の消費税(地方消費税を含む。)に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税のうち、仕入に係る消費税額として控除できる部分の額に補助率を乗じた額)を減額して交付申請しなければならない(その額が明らかでないものについては、この限りではない。)旨の規定が置かれている。 これは、補助対象経費に課税仕入に係る消費税が含まれている場合、また補助事業者が消費税法上の一般の課税事業者である場合で、その消費税が「仕入税額控除」(消費税法第30条)により、課税売上に係る消費税額から税額控除されるときは、結果的に消費税を負担しなくて済むことになるため、その分は県に返還されなければならないとする考え方によるものである。 この規定に則って、実績報告書において仕入控除税額の報告がなされているが、その額が明らかでないためか、仕入控除税額は「0円」で報告されている。 ただ、これについては、そもそも事業者の課税売上に関する情報がない(わからない)ので、仕入控除税額があるのかないのかを含め把握のしようがないものとなっている。本事業の補助金交付要綱では『補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、(中略)速やかに知事に報告しなければならない。』としているものの、消費税の申告の有無を含め、仕入控除税額の確定が実際に確認されているのかどうか定かではない。 補助金交付の条件として仕入控除税額の扱いを交付要綱に定めているのは良いと思うが、現状ではこの条項は形骸化している。実績報告書には仕入控除税額を報告す	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の把握については、規定の改正なども含め、実態に則して適切に処理していく。

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
			<p>るようになってはいるが、手続としてはほとんど意味をなしていないと判断される。税額が明らかでないため「0円」としているのであれば、せめてその旨を付記しておく必要がある。</p> <p>現行での規定のままとするのであれば、事業者が課税事業者である場合は、少なくとも事後的にでも消費税の確定申告書の写しを徴求するなどの措置を講ずるべきである。そうしないのであれば、実態に合わせて規定を改正するべきである。</p>	
意見	19 (51)	<p>【かごしまPR課】 現在【販路拡大・輸出促進課】 No.30 特産品振興事業 (鹿児島ブランド支援センター事業) 補助金</p> <p>概算払の理由について</p>	<p>事業実施実績書は事業の内容と効果等が具体的に説明されており、この点は良いと思う。ただ、収支精算書は補助金の額と補助事業費の額しか示されていないので、特産品協会全体の収支の状況がわからず、県からの補助が事業遂行上、どの程度の支援となっているのかが判断できない。</p> <p>概算払を必要とする理由が、いずれも『…公益社団法人であるため、収益事業に専念できず十分な収益をあげることが困難であり、…事務費・人件費の支払に支障が生じるため…』とされているが、特産品協会の決算書を見ると、補助金以外に県からの委託料のほか、負担金収入や会費収入などを得ていることがわかる。運転資金(現金預金)も補助金の額を上回る額が確保されており、事務費・人件費の支払に支障が生じるような状況とは思えない。</p>	<p>特産品振興事業補助金交付要綱に基づく正当な手続きであるものの、概算払申請時における必要とする理由については、財務状況等を把握しながら、適正に判断していく。</p>
意見	20 (52)	<p>【かごしまPR課】 現在【販路拡大・輸出促進課】 No.27 特産品振興事業 (特産品総合振興対策事業) 補助金 No.30 特産品振興事業 (鹿児島ブランド支援センター事業) 補助金</p> <p>補助金の整理又は統合について</p>	<p>所管係は別々であるが、両事業とも県特産品の「総合的な振興対策」事業であることにおいて違いはない。また、ともに補助対象経費の中心は人件費であり、その業務も販路拡大と情報の収集・提供に関することが主であることを見れば、それぞれ別の補助金とすることに合理的な理由を見いだすににくいものがある。</p> <p>事務が重複していると判断されるので、補助の効果と必要性を検証の上、補助を継続するのであれば整理又は事業を統合するなどの見直しを行うべきである。同じ目的で同じ相手方への複数の補助は、他の補助金との公平性の観点からも誤解を招く可能性がある。</p> <p>また、補助対象経費の積算について、No.27の補助金は課税仕入に係る消費税分を別途算定しているが、No.30の補助金は区分せずに「税込」で算定しており、事務としてやや統一性に欠けているので、積算内容の記載ぶりを同じとすることが望ましい。</p>	<p>当補助金は、特産品協会本体とブランド支援センターに関するもので、事業内容もそれぞれの役割に応じたものとなっているが、今後も効果の検証をしながら事業のあり方について検討していく。</p> <p>補助対象経費の積算についての消費税分の算定については、積算内容を統一して記載するよう指導しながら進めていく。</p>
意見	21 (54)	<p>【観光課】 現在【PR観光課】 No.31 鹿児島県観光振興事業補助金</p> <p>経費の内容と実績額の確認のあり方について</p>	<p>「かごしま観光アカデミー開催事業」は、観光を担う人材育成と観光関係従事者の受入態勢の充実や資質向上を目的とした研修会の開催が主な内容であるが、収支精算書では「消費税」(租税公課費)が100,000円ちょうど計上されているなど、費目と金額の関係に首をかしげたくなるようなものもある。</p> <p>そもそも予算における各経費の積算根拠が明確でないため、これを明らかにする必要があるが、主務課での確認も合計額のチェックだけにとどまらず、費目別に予算額と比較して心証を得るようにするなど実効性ある確認が求められる。</p>	<p>R3年度の実績報告から、費目ごとに各経費の積算根拠を明らかにした形で収支精算書等を提出するよう改善した。</p> <p>併せて、所管課においても、その内容について予算額と照らし合わせながら確認を行った。</p>
		<p>【観光課】 現在【PR観光課】 No.31 鹿児島県観光振興事業補助金 No.32 公益社団法人鹿児島県観光連盟事業補助金</p>	<p>「鹿児島県観光振興事業補助金」と「公益社団法人鹿児島県観光連盟事業補助金」は一連のものであり、交付要綱(の名称)は異なるものの、補助の目的、補助事業者、事業の内容において実質的な違いはないと判断される。このためか、事業実施報告書では推進協議会による観光かごしま大キャンペーンの実施といった全く同じ内容のものが両方において報告されているなど、事務が似通っている。</p>	<p>両補助金の整理や統合については、観光連盟とも協議しながら、検討を行うこととする。</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
意見	22 (54)	補助金の整理又は統合について	同じ目的で同じ相手方への複数の補助は、他の補助金との公平性においても問題があると言える。	
意見	23 (55)	<p>【観光課】 現在【PR観光課】 No.32 公益社団法人鹿児島県観光連盟事業補助金</p> <p>事務局の運営に係る経費補助と収支報告のあり方について</p>	<p>事務局の運営に係る経費の内容が曖昧であるが、管理費（法人会計）19,655千円のうち、約86%（16,925千円）が人件費（役員報酬、給料手当、福利厚生費、退職給付費用）である。この人件費は事業関連相当分を各事業費へ配賦した後の金額であるため事業との対応関係はなく、補助対象外とすべきものである。</p> <p>このほか、予算書の「支出内訳」では、金額は僅少であるが、例えば、「負担金」（全国公益法人協会費など）や「租税公課」（法人県民税、森林環境税、消費税）、「事業促進費」（慶事・葬祭費など）、「雑支出」（為替差損など）など補助事業と結びつかないものも含まれている。</p> <p>総じて、どれ（どこまで）が補助対象経費なのか明らかでないため、これを明確に示す必要があるが、そもそも、財政基盤が安定している団体への運営費補助は疑問であり、必要の是非を検討すべきである。</p>	運営費補助のあり方や必要性について、観光連盟とも協議しながら、検討を行うこととする。
意見	24 (56)	概算払の理由について	<p>令和2年6月12日付けで概算払の申請書が提出され、8月3日付けで全額が概算払されている。概算払を必要とする理由が、いずれも事業の円滑な執行のために『財源が必要』であるからとしているが、少なくとも観光連盟の収支、財務の状況を見る限り、財源は必要にして十分足りており、実態に即した理由とは言い難い。</p> <p>収支精算書では、収入合計（46,753千円）に対する県補助金の割合は「45.7%」で財源として重みがあるように見えるが、別途公表されている正味財産増減計算書では、県補助金の経常収益合計（199,851千円）に占める割合は「11.5%」と、県への報告のものとは様相がかなり異なったものとなっている。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で予定していた事業が実施できなかったなどの事情はあったが、運転資金（現金預金）は前年度より10,283千円増加しており、一般正味財産も補助金の額を上回る額が確保されている。</p> <p>県への実績報告は収支の一部を切り取って報告されている形となっており、事業の規模や財源の状況などが分かりにくい。特に事業費については、県に提出のものは科目の取り方が異なるため、数値を関連づけられず使途の検証を困難にしている。</p> <p>いずれにしろ、収支等は全体で見ないと適切な判断はできない。</p> <p>観光の振興が県民及び県の経済にとって重要であることには異論はないが、観光連盟の収支と財務の状況に鑑みれば、現状のような補助の必要性は薄いと言える。</p> <p>補助を継続するのであれば、補助の手法によること費用対効果面での有利性や事業の効率性などが説明できるようにすることが説明責任を果たす上で必要かと思う。交付額や概算払のあり方についても見直すべき余地は多いのではないかと。</p>	<p>当該意見を踏まえ、概算払いの必要性については、観光連盟とも協議しながら、検討を行うこととする。</p> <p>また、運営費補助のあり方や必要性についても、観光連盟とも協議しながら、検討を行うこととする。</p>
意見	25 (57)	<p>【国際交流課】 No.33 鹿児島県私費外国人留学生奨学金</p> <p>奨学生の卒業後の進路等の情報把握について</p>	<p>奨学金給付の目的として、「私費留学生の勉学・生活の安定化」と「将来の人的ネットワークの形成」に資することが挙げられている。勉学・生活の安定化に資するという点については、実績報告書などから補助の目的はおおむね達せられていると判断される。</p> <p>一方、将来の人的ネットワークの形成については、現状、奨学生の卒業後の進路や就職先などの情報が県ではフォローされているわけではないので、果たして目的どおりの効果が得られてきたのか、得られるのか明らかでないところがある。</p> <p>各大学では奨学生の卒業後の情報はそれなりに持って</p>	各大学に対して、奨学生の卒業後の情報提供について依頼し、県としても情報把握に努め、県主催イベント等への活用を図ることとした。

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
			いると思われるので、県としては各大学にその情報の提供を求め、事業の効果を測れるようにしておくことが必要ではないかと思う。特に、過去20年間、受益者が特定国の留学生に偏っている実態に鑑みれば、なおさら、その必要性を感じる。	
意見	26 (60)	【国際交流課】 No.34 在外県人会等育成費補助金 補助対象経費の明確化と実績報告のあり方について	<p>そもそも「育成」の内容がわかりにくい。実績報告から「移住者の援護指導」、「消息不明者の調査及び回答」、「移住者の実態調査」、「県人子弟の育成・指導」、「母県との交流及び来訪者への便宜供与」などが「育成」であることがわかるが、もう少し具体的に示す必要がある。</p> <p>また、事業費には事業（育成）とは直接関係がない見舞金や香典などの慶弔費が含まれているが、これらの経費の扱いについても明確にしておくことが必要である。</p> <p>実績報告については、使ったお金の内訳報告に止まっており、例えば消息不明者の調査や移住者の実態調査の結果がどうであったのかなどの具体的な報告がないため、補助の効果測りにくい。</p> <p>補助金として支出するのであれば、実績報告のあり方、補助対象経費について見直しを行うべきである。</p>	「育成」の内容について具体的に記載するよう、慶弔費の取扱いも含め、補助金交付要綱の改定を検討する。
意見	27 (60)	補助金での事務の執行について	<p>交流協会への補助の形をとっているが、以下の理由から本事業は補助金ではなく、「委託料」として予算措置するのが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流協会は事務費（通信費等）の不足分を負担してはいるが、実態としては県から受け取ったお金をそのまま各県人会へ委託料として交付しているだけであること 形式的には交流協会と各県人会との間での業務委託契約となっているが、委託料の積算は県が行っており、実質的には県が委託しているに等しいこと <p>交流協会は財政基盤が厚く、運転資金（現金預金）も十分あり、かかるような団体に補助を行っている格好となっているのは、対外的には説明しにくいものがある。</p> <p>概算払の必要性も含め見直しについて検討するべきである。</p>	本事業は、海外移住者を支援するため、長年、県国際交流協会が、事業主体として実施している事業であり、県は、海外との交流促進のため、県国際交流協会の事業を助成する立場であるため、委託料ではなく、補助金として予算措置することが適当であると判断する。
意見	28 (61)	【国際交流課】 No.35 鹿児島県海外移住家族会協力活動費補助金 補助対象経費の明確化について	<p>そもそも「事務運営費」と「啓発指導費」の内容が曖昧でわかりにくい。支出には「会議費」や「需用費」などのほか、「交際費」、「予備費」といった費目が計上されているが、「予備費」は内容や使途が不明確になるため、県への報告に使用させるのは適当ではない。</p> <p>また、「交際費」は事務の運営や啓発指導には直接関係がない費目であり、補助金からではなく、会費収入又は繰越金から充てるようにすべきである。会の活動上、一時帰国者に対する便宜供与や歓迎会の開催などを欠かせない経費として認めるのであれば、補助対象経費に理由と併せ明記しておく必要がある。</p>	補助事業者に対し、支出の目的、性質に見合う確かな費目設定を行うよう指導し、今後は「予備費」及び「交際費」は会費収入又は繰越金を充てるよう依頼した。
意見	29 (64)	【自然保護課】 No.42 みんなの生物多様性サポーター支援事業 事業の周知について	<p>本補助金は対象団体数を交付要綱では定めず、「予算上限額÷50,000円」を実質的な団体数上限としている。</p> <p>しかしながら、令和2年度は、当初公募では上限に達せず、第3次公募まで行った。加えて、応募団体の全てが補助事業対象事業者に選考された。</p> <p>第3次公募まで行った理由について、主務課は、『県民全体の生物多様性の保全再生に向けた機運を高めるため、地域住民参加型の活動に取り組む団体等をできるだけ多く育成することとしており、補助団体が目標の10団体になるまで、公募を実施した。』としている。</p> <p>結果として応募団体全てが補助事業団体に選考されたことをもって、事業実施者選考手続の不備とは考えない</p>	当事業の実施については、市町村の自然保護行政担当課や地域づくり担当課、NPO法人等に対し、メールで周知を行っているところである。令和4年度は、この他、教育委員会等を通じた県内小中学校PTAへの周知や、県共生・協働センターホームページへの

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
			が、より質の高い選考を行うためにも、さらに公募の告知を図っていただきたい。ラジオやホームページでの告知に加え、今回の補助事業者には小学校PTAやシルバ一人材センター等、同種の活動を行っている団体数が多い分野からも選出されているため、これらの周辺団体にも告知することは応募者の増加に有用と考える。	掲載による地域の自治会、ボランティア団体等への周知を行い、応募者の増加に努めているところである。 今後も、あらゆる機会・媒体を活用し周知拡大を図り、応募者の増加に努め、事業効果の向上に努めることとしたい。
意見	30 (64)	参加者数を制限する場合について	補助事業者の応募申請書、事業計画書、事業報告書において、一般参加人数が当初計画15人に対し、実績9人の事例が見られた。本補助金は、野生動物生息の調査研究も補助対象事業とするが、住民参加型のものに限定している。 今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため人数を制限して実施した旨が記載されてはいるが、補助金の効果を最大限発揮するためにも、やむなく参加者数を制限する場合は、WEBを利用したハイブリッド開催などの検討も指導願いたい。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等によりやむを得ず参加人数を制限する場合や、参加者の減少が見込まれる場合には、WEBを活用した参加人数の確保について、応募者への周知や選考事業者への指導を行うこととしたい。
意見	31 (65)	【保健医療福祉課】 No.47 精度管理指導対策事業補助金 交付要綱の名称と補助対象経費について	交付要綱の名称は「鹿児島県衛生検査所精度管理指導対策事業補助金交付要綱」であり、補助対象経費は「衛生検査所精度管理指導対策事業に係る経費」となっている。衛生検査所には医療機関内の自家検査施設は含まない。 これに対し、県医師会の実施事業は「臨床検査精度管理調査事業」であることから、調査対象延べ199施設のうち登録衛生検査所は32施設のみであり、登録衛生検査所に限らず医療機関や保健所、試薬メーカーも含めた本県臨床検査施設全体を広く調査対象としている。 要綱を文言どおりに読めば、「臨床検査精度管理調査事業」経費のうち衛生検査所に係る経費のみを申請すべきと解されるが、精度調査は調査対象数が多いほど有効な分析結果が得られ、登録衛生検査所以外の病院・診療所等他団体と比較分析することも登録衛生検査所の精度向上に有用であることから、当経費は一概に否定されるものではないと考える。むしろ、実態に合わせて、県全体の臨床検査精度向上を目的とすべく要綱の文言を見直すことを検討されたい。	当該意見を踏まえ、交付要綱を改正し、事業名、趣旨及び補助対象経費について文言を見直した。
意見	32 (69)	【社会福祉課】 No.56 一般財団法人鹿児島県遺族連合会に対する補助金 交付目的の明確化について	本補助金の交付要綱において、補助金の目的は『一般財団法人鹿児島県遺族連合会の健全な育成を図るため』と定めているが、なぜ遺族連の健全な育成が必要なのか明記されていない。目的が明確でなければ、補助金の効果も評価しようがなく、結果、漫然と補助金を交付し続ける温床となる。 本補助金は30年以上も継続交付されていることから、改めて補助金の基本的な視点（公益性、必要性、公平性、有効性・効率性）に立って、補助の目的を検討し、要綱に明記する必要があるものとする。 また、補助金の額を上回る繰越金が計上されているが、繰越金が生じている理由を（継続的に生じているものかを含め）確認していただきたい。 補助を継続するのであれば、事業費補助、定率補助への転換の可否についても検討されたい。	補助を継続することとし、事業費補助である趣旨を明確にするため、交付要綱を改正する予定である。 繰越金については、別会計から不足額を当該事業会計に繰り入れたものであり、実質的に繰越金ではない。
		【健康増進課】 No.58 臓器移植推進費補助金	① 臓器移植コーディネーター研修派遣費（役務費）の59,860円はPC環境整備費（需用費）であった。PC環境整備費自体は新型コロナウイルス感染症の影響に	実績報告書（収支精算書）の記載について指導を行うこととする

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
意見	33 (71)	実績報告書(収支精算書)の記載について	より集合研修からWEB研修会への変更に必要な物品であるため、補助対象経費計上を否定するものではないが、収支精算書の記載について、主務課より補助事業者に指導すべきと考える。 ② ファックス設置費(使用料及び賃借料)216,619円のうち、34,008円は消耗品代(需用費)であった。消耗品も要綱上補助対象経費であり、経費申請を否定するものではないが、①と同様に改善指導されたい。	る。
意見	34 (71)	交付要綱の文言について	本補助金は平成7年度から交付が開始されているが、「補助対象経費:ファックス設置費」は、インターネットによる通信手段が確立されている現在において、独立した補助対象経費として明示する意義は少ないものと考ええる。ファックス自体は病院や県との連絡に毎月使用しているとのことであり、その経費性を否定はしないが、実情に合った要綱文言の見直しを検討されたい。 また、公益財団法人鹿児島県移植医療アイバンク推進協会は公益法人認定に伴い、現在は「公益財団法人」となっているので、法人の表記も併せて改正しておいていただきたい。	「ファックス設置費」について、「臓器移植コーディネーター設置費」へ組み入れるとともに、法人の表記についても合わせて交付要綱の改正を行うこととする。
意見	35 (71)	【健康増進課】 No.58 臓器移植推進費補助金 No.59 臓器移植対策推進費補助金 補助金の統合について	両補助金は、交付目的や交付対象等を同じくする補助金である。これらを統合することにより、補助事業者の申請事務及び主務課の交付事務の効率化が可能と考えられるため、補助金の統合について検討されたい。	今後、補助金の統合について検討を行うこととする。
指摘	2 (72)	【健康増進課】 No.61 鹿児島県原爆被爆者協議会運営費補助金 補助金の交付確定額について	収支予算書では、対象経費の予算額は728千円であったが、主要な経費である「旅費」がほとんど使われなかったため、精算額はその半分以下(304千円)となっている。 概算払額(356千円)が精算額を超えているので、超過分の51千円については、本来、返還を求めなければならないものである。しかし、執行伺で『概算払額と精算額が同額である』として交付額が確定されているため、かかる手続がとられることなく、事務は終了している。 本件は、コロナ禍によるイレギュラーとも言える事例であり、例年であれば精算額が概算払額を下回るようなことはないのだと思う。 いずれにしろ、検査所見、交付確定額が適当であったかどうかについては確認しておいていただきたい。	事業実績の内容を改めて精査し、当該協議会に対し補助金額の確定を行うとともに、超過交付となった補助金については、返納処理を行った。
意見	36 (73)	補助対象経費と補助率の明確化について	本補助金の交付要綱には補助対象経費を『相談事業に係る経費』としか記載していないため、委託事業に係る経費との区別が曖昧である。歳出予算説明書(積算根拠内訳表)では、委託料の額は保健師指導経費(74千円)のほか事務局経費(133千円)として「旅費」、「需用費」、「役務費」で積算されており、補助対象経費と重複していることがわかる。 被爆協の支出報告も、予算書・精算書とも経費を補助事業分と委託事業分とで分けていないので、どちらの事業でどの経費がいくら使われたのかが把握できず、用途の検証を困難にしている。 事業の内容・効果に実質的な違いがなく、経費を明確に区別できないのであれば、補助と委託とを分けて執行することにあまり意味はない(財源が違うこと以外は)と思う。事務の効率化の観点からも予算措置をいずれか一方とされたらどうか。また、補助金は毎年同額が継続して交付されているようであるが、積算根拠(又は補助率)が不明確なので、これを明確にする必要がある。 令和2年度は、結果的にではあるが、交付した補助金が	当該意見を踏まえ、補助事業及び委託事業の目的や経費の用途を検証し、補助事業分と委託料分について分けて報告するよう指導することとし、補助金が適正に執行されているか、検査を確実に行うこととする。

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
			そのまま次年度繰越金として留保された格好となっており、交付額の適当性についても併せて検討が必要である。	
意見	37 (74)	【障害福祉課】 No.66 精神保健福祉推進会運営費補助事業 収支報告のあり方について	<p>本補助金の交付要綱に補助対象経費が具体的に示されているのは良いと思う。ただ、収支予算書、収支決算書とも経費が「運営費」と「事業費」とで区分して報告されていないため、また、費目の取り方（設定）が県の示すものと同じではないため、実効性ある用途の検証がしにくいものとなっている。せっかく、別紙で『列記されたもの以外の経費は補助対象外』と注意喚起しているにもかかわらず、これではどこまでを補助対象として見ていいのかわからない。支出については、予算書・決算書とも、最低限、運営費分と事業費分とを分けて報告させるよう、相手方に指導又は求めるべきである。</p> <p>また、支出に「予備費」が計上されているが、この費目は用途が特定されていないので、計上するのであれば、補助対象外として別記して報告させるべきである。</p> <p>ちなみに、令和2年度の収支決算書では、補正予算額「8,000円」に対して支出済額が「90,000円」（役員燃料費補助3人）と予算額を超えての使用となっている。予備費の意味が理解されていないようである。</p>	<p>運営費分と事業費分について分けて報告するよう指導することとした。</p> <p>また、費目の取り方及び予備費の運用等についても助言することとした。</p>
意見	38 (75)	積算根拠の明確化について	<p>本補助金は、令和2年度現在で35年間にわたり「運営費」として定額での交付が続けられている。現行の交付額について、積算根拠を尋ねたところ、過去10年程度遡って調べてみたが、不明であるとのことであった。また、交付額は少なくともここ10年は同額となっているようである。担当者は替われども交付額は変わることなく前例踏襲で事務が引き継がれてきた実情が垣間見える。</p> <p>団体の公益性、事業の有用性、補助の意義・必要性については異存ない。また、会員から会費が徴収されているなど、自主財源の確保に努めていることは評価できる。</p> <p>しかし、少額ながらも補助が既得権化していると判断されるので、今後も補助を継続するのであれば、積算根拠を明確にするとともに、現状の団体の収支・財務の状況を踏まえ、交付額の見直しの可否、事業費補助、定率補助への転換の可否等について検討すべきである。</p>	<p>団体の収支・財務の現状等を踏まえ、現行の補助金の在り方について検討することとした。</p>
意見	39 (76)	【障害福祉課】 No.69 障害者福祉団体活動費助成事業費補助金 交付要綱の文言について	<p>地区手をつなぐ育成会連絡協議会啓発活動助成事業の事業実績報告書で報告された支出910千円のうち、736千円は地区連絡協議会に対する助成金支出であった。しかしながら、「助成金」は本補助金の交付要綱の補助対象経費に含まれていない。</p> <p>これについて、主務課は、『県内11地区の手をつなぐ育成会連絡協議会に対し、報償費・旅費・需用費・役務費・使用料及び賃借料の経費を、県手をつなぐ育成会から交付している（内訳はそれぞれの地区によって異なる。）。』との認識であった。</p> <p>助成事業では助成金支出が主たる支出であるのは当然であり、本件補助自体を否定するものではないが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助金の要綱文言では、①助成金も最終的には地区連絡協議会で報償費等として支出されるため、助成金を本件補助対象経費に含むのか、それとも、②助成金自体ではなく、助成金交付事業の事務費のみを補助対象経費とするのか曖昧であること ・ 地区連絡協議会の報償費等の経費に支出されることを理由に助成金を補助対象経費に含むと解するならば、実績報告書においても地区連絡協議会での支出内訳を報告すべきであるが、事業計画書及び事業実績報告書には「助成金」としか記載されていないこと。したがって、最終的にどの補助対象経費にいくら支出されたか、支出残の有無の確認ができない 	<p>県手をつなぐ育成会が行う「地区手をつなぐ育成会連絡協議会啓発活動助成事業」において、各地区が行う広報等の活動を助成するために、要綱に掲げた補助対象経費の費目を支出するものである。</p> <p>については、当該助成事業実績として、費目ごとの支出額について報告を求めるものとする。</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
			こと より、今後も助成金に対して補助金を交付するのであれば、補助金交付要綱における補助対象経費の文言に「助成金」も明示することを検討されたい。	
意見	40 (78)	【障害福祉課】 No.70 社会福祉法人鹿 児島県手をつなぐ育成 会補助金 補助金交付による効果 の測定について	本補助金は運営費補助金であるため、事業者が実施する事業の具体的な実績報告は求めている。このため、実績報告書の記載も定型的な項目にとどまり、当報告書からは、令和2年度に事業者が具体的にどのような事業を行ったのか、法人全体の財政状況やそれに対する本補助金の効果、課題や展望等を知ることはできない。 補助金の交付目的が障害者団体の育成や、事業者の事業を健全、かつ、合理的に推進することによる知的障害者福祉の向上であるならば、漫然と職員人件費を交付するだけではなく、事業者の事業内容を把握し、その事業が「鹿児島県障害者計画(平成30-34年度)」のどの施策に貢献しているのかを評価するべきと考える。	障害のある人の支援や県民に対する啓発活動等を実施している団体の育成に努めるため、補助しているものであり、事業者の事業内容を把握するため、実施事業について、報告を求めることとした。
指摘	3 (79)	【薬務課】 No.76 薬物乱用防止推 進事業 実績報告書の経費計上 額について	補助対象事業経費について、実績報告書上は補助金内示額及び予算額と全く同額の801,000円が報告されているが、実際の支出は800,720円であった。結果として、280円の過大交付となっている。 直近3期間の実績報告書においては、いずれも実際の支出額でなく、交付額の801,000円で報告がされている。実績報告書は「実績」を記載するべきであり、実際の支出額と相違があってはならない。	過大交付されていた補助金については、返納処理を行った。 また、実績報告書等の関係書類の確認を十分に行い、再発を防止することとした。
意見	41 (80)	少額執行残の取扱いに ついて	少額残金の返還について、本補助金の交付要綱に明記されていないため、現行制度上は少なくとも令和元年度及び2年度の補助金執行残は原則どおり返還すべきと考えるが、鹿児島県薬物乱用防止指導員連合協議会(以下「連合協議会」という。)事務局においては実績報告書上の事業経費支出額を調整することで、少額残金を次年度に繰り越していた。 一方で、少額残金の返還事務の手間を考慮すれば、少額残金については、次年度の補助金交付額又は次年度の事業経費支出に充当する考え方も、現実的である。 前項指摘のとおり「実績報告書上の事業経費支出額＝実際の支出額」を遵守した上で、補助金交付要綱に少額執行残の取扱いを明記し、連合協議会の次年度繰越額が多額に生じていないか主務課でモニタリングする方法も、事務効率化の観点からは検討の余地があるものと考えられる。	補助事業の実績報告の結果、執行残が認められる場合は、次年度繰越が発生しないよう、返還を行うこととした。
意見	42 (81)	【子ども家庭課】 No.77 母子寡婦福祉対 策事業補助金 概算払申請書の添付書 類の記載について	母子・寡婦・父子対策事業費の「母と子の交歓研修費事業」について、令和2年10月に提出された概算払申請書添付の「収支計画書」では4～9月支出額「2,628千円」を計上している。しかし、3年3月に提出された実績報告書添付の「収支精算書」の2年度の通算支出額は「1,120千円」であった。概算払申請書類に記載されていた支出額は実際には支出されておらず、結果として年度末に補助金返納が発生している。 概算払申請書では、概算払を必要とする理由を『事業費の交付を受けないと計画どおり事業が実施できない』としているが、それを理由とするならば、その根拠とする「収支計画書」の経過月分は収支予算ではなく収支実績を記載しなければ、概算払の必要性を判断することはできない。 『概算払申請時点では、新型コロナウイルス感染状況を注視しながらも事業の実施に向かって進んでおり、その後、やむなく中止が決まったため、概算払は必要であった。』との主務課の意見のとおり、コロナ禍で各法人が事業遂行を最後まで検討する姿勢や本件概算払自体を	令和3年度の事業執行に際しては補助事業者に対し、10月の概算払い申請に係る「収支計画書」中の経過月分について、収支実績を記載するよう指導を行い、是正した。

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
			否定するものではないが、概算払が本当に事業の実施に必要なかを判断するため、概算払申請時点での実態を反映させる必要がある。 今後は、補助事業者にも申請書の記載方法を指導するとともに、主務課においても概算払の必要性について慎重に申請書類を検討することが必要と考える。	
意見	43 (82)	収支精算書の記載について	令和3年3月31日付けで補助事業者から提出される補助金実績報告書に添付する「収支精算書」の金額と同日付けで提出された補助金変更申請書の添付資料「変更収支予算書」の金額に差異が生じている。予算と実績に差異が生じるのは当然のことであるが、同一日付けで見直した予算と実績には通常大きな差は生じない。 母子福祉センター運営事業の予算と実績の差異額「△405千円」の内訳は、人件費575千円、管理費△980千円であり、いずれも3月31日付変更予算に織り込むことが可能な費用と考えられる。収入面においても、その他の収入が3月末変更予算作成後急に39%も減少することはあり得ず、少なくとも3月の変更予算に織り込むべき収入変動と考える。さらに、前年度繰越金については、前年度決算確定後に変動することはないため、10月変更予算に織り込むべき収入変動であった。 今後は、補助事業者にも申請書の記載方法を指導するとともに、主務課においても申請書の予算と実績の分析等により申請書が正しく実態を反映しているか慎重な検討が必要と考える。	令和3年度の事業執行に際しては、補助事業者に対し、年度末に提出する収支予算書、収支精算書ともに金額に差異が無いように記載するよう指導した。 また、前年度からの繰越金についても前年度決算確定後に変動することが無いよう併せて指導し、是正した。
意見	44 (83)	【子育て支援課】 No.85 子ども食堂新規開設支援事業補助金 交付申請書に添付する領収書について	本補助金は実費精算であり、補助金交付申請書には対象経費の支払証拠書類（領収書の写し等）の添付が求められている。当証拠書類の中には、補助対象物品を購入したことが明確とは言えない領収書も一部見受けられた。補助金の透明性を確保するためにも、今後補助事業者への指導が必要と考える。	当該意見を踏まえ、適切な支払い根拠書類を提出するよう、事業者への指導を徹底することとしたい。
意見	45 (84)	補助金上限額の増額要件について	原則1か所当たり130,000円が補助金の上限額であるが、「高齢者との交流プログラム」を実施する場合は、この上限額が150,000円に増額される。この要件を適用してもらうには、高齢者との交流プログラム等の実施内容がわかる資料を提出する必要がある。 この「高齢者との交流プログラム」の考え方について、主務課では、市町村グループ登録はそもそも『3人以上の構成員を有し、その半数以上を高齢者で占めること』を要件としており、特別な交流プログラムはなくても運営者に高齢者が含まれていることから、上記要件を満たすものと考えている。しかしながら、そう考えるのであればこの要綱の増額要件部分は不要ではないだろうか。文言どおり読めば「承認グループ（高齢者含む）＋高齢者との交流プログラム」実施と読むのが自然である。増額ハードルを無駄に上げないためにも、実態との整合性につき、要綱文言の再検討が望まれる。	令和3年度においては、事業の見直しにより、補助上限額の増額部分は削除されているが、今後、類似の事業を実施する場合は、適切に対応することとしたい。
意見	46 (85)	【子育て支援課】 No.89 私立学校運営費補助（魅力ある私立学校づくり事業費補助） 外国人教員の人件費の補助対象経費要件について	本事業の補助金交付要綱では、高・中・小と幼稚園等で補助対象経費の要件を区分しており、「外国人教員等人件費」については、幼稚園等における要件からは外れている。 幼稚園等の補助金申請資料を閲覧したところ、外国人教員及び補助職員の人件費等、「外国人教員等人件費」の性格を有するのではと考えられる事業計画が見られた。 ネイティブスピーカーによる外国語教育自体は、魅力ある私立学校づくりの補助目的に沿っており、これらの外国人人件費も含めて広く補助対象経費とするのであれば、高・中・小の記載内容との整合性も踏まえて補助金交	外国の童話等の講師の招聘経費を対象とする一方で、事務委託や直接雇用により同様な教育を実施する経費を対象としないことは、いずれも外国文化（人）等との交流に要する経費であると認められる中で、異なる取扱を行うこととなり、公平でないと考えられ

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
			付要綱の補助対象経費要件の変更を検討されたい。	るため、高・中・小の実施要綱の違いについては、今後、見直す方向で検討を行うこととした。
意見	47 (86)	補助金交付先と補助対象経費支払先について	<p>学校法人Aが補助対象経費として委託費8,601千円を支払った業者は、Aが経営する別スクールであった。</p> <p>補助金申請時の上記委託費に関する根拠資料は、振込履歴(振込元及び振込先とも同一法人)及び法人内部資料である給与台帳のみであり、支払先スクールからの請求書・領収書等は提出されていない。</p> <p>自己取引又は関連事業者との取引については、価格の妥当性や架空経費でないことの確認等、外部第三者に対する支払よりも慎重な検討が必要であるが、この徴求資料だけでは検査調書作成時に慎重な検討を行うことは困難である。今後は、同様の経費支出については特別な検討を行い、検討履歴を残すべきである。</p>	委託費については、その支出内容を確認した上で、補助目的や交付要綱の内容に即したものであると判断して補助対象としていることから、引き続き適正な支出であるかについての確認を行いながら申請書類等の内容の審査を行う。また、委託の内容等に係る資料についても徴求することとし、委託内容の把握を行うこととした。
意見	48 (87)	【子育て支援課】 No.90 私立学校等退職金基金関係団体補助 実績報告について	本補助金の交付要綱において実績報告書の添付決算書は収支報告書のみであり、貸借対照表は報告対象外としている。しかしながら、本補助金の目的は単年度の支出経費補助ではなく「基金(退職事業積立金)の造成の一部助成」、つまり《資産形成》であるため、補助の結果である退職事業積立金及びそれに見合う負債である退職事業引当金を表す貸借対照表の報告が必要である。	貸借対照表については、同団体の総会資料にて確認を行っているが、実績報告の際にも徴求するかについては、関係課とも協議を行い対応を検討することとした。
意見	49 (88)	概算払の理由について	<p>一般社団法人鹿児島県私立幼稚園退職金基金社団(以下「退職金社団」という。)は、概算払申請理由を「資産の効率運用」としている。しかし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県本体の資金運用実績よりも退職金社団の資金運用実績の方が良い ・ 年度末の補助金交付時期ではなく、今この時期でなければ利回りの良い金融商品を購入することができない <p>等、「資産の効率運用」の具体的な理由は明記されていない。</p> <p>概算払を可能とする要件は、『特に必要があると認めるとき』と交付規則にあることから、概算払を必要とする合理的な理由を明記するべきである。</p>	概算払を要する理由についてより具体的な内容を記載するよう同社団に対して指導を行うこととした。
意見	50 (88)	退職事業積立資産の資産構成について	<p>令和2年度末退職事業積立資産のうち506百万円は「仕組債」、843百万円は「円建外債」、879百万円は「債券等」で運用されているが、県は本補助事業の成果である退職事業積立資産を構成する当該債券の銘柄、リスクについての把握していなかった。</p> <p>仕組債の商品によっては評価損や償還損が発生する可能性があるため、商品自体のリスク及び法人のリスク管理体制の把握が重要となる。加えて、仕組債以外の債権についても法人資金運用ルールが過度にリスクを内包していないか、ルールどおりの運用がなされているか把握しておくことが必要である。</p> <p>資産運用に関する法人の判断はもちろん尊重されるべきであるが、単なる渡し切り資金としての管理ではなく補助の成果である積立資産が目減りするリスク及びそれを防ぐ法人の管理体制のモニタリングが必要と考える。</p>	同団体のリスク管理や資産運用の方針等については、同団体の運営に関わる内容であることから、個別にリスク確認や評価損益に関して聴取を行うことはしていないが、資産運用規定及び評価損益については、同団体の総会資料等にて確認を行い、資産運用の状況の把握に努めることとした。
		【高齢者生き生き推進課】	補助金交付先から提出された実績報告書において、補助対象経費にない「機械及び装置取得費」及び「給食材	当該指摘事項について、チェックリストを

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
指摘	4 (92)	No.96 老人福祉施設対策事業（軽費老人ホーム事務費減免額補助） 補助対象経費の過大報告について	<p>料費」が含まれているものがあつた。また「新型コロナウイルス感染症関連補助金に対応する資産取得費」を重複して本補助金の補助対象としているものが確認された。</p> <p>〔 補助対象経費減額修正後の事務費支出額は、事務費基準額よりも大であったことから、結果として補助金額への影響はなく、補助金の返還も生じていない。 〕</p> <p>本補助金の対象経費は多岐にわたることから、誤りも多くなりがちである。加えて法人の決算確定より前に補助金精算内訳書を提出するため、結果として法人決算数値と補助金精算内訳書に差異が生じることが多くなる。主務課では後日法人決算書を入手しているが、それに対するモニタリングや指導は十分とは言えない。少なくとも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金精算内訳書の各勘定科目数値について、金額の大きな項目につき前年度や他事業者との比較 ・ 後日入手した決算書（拠点別資金収支計算書）との整合性 ・ 他の補助金が補助事業者に交付されていると想定される場合の重複補助金の補助対象経費の取扱い等については、モニタリングが必要と考える。 	<p>作成し、申請書、実績報告書提出時に各法人に提出を求め、チェックリストをもとに、複数の職員で確認するなどにより、適正な会計事務処理の執行に努めることとした。</p> <p>また、法人決算書入手後は、補助金精算内訳書との整合性を必要に応じて確認することとした。</p>
意見	51 (98)	<p>【産業立地課】 No.99 企業立地促進補助金 交付要綱との要件適合性について</p>	<p>喜界町でソフトウェア開発やWEBコンサルティングなどを行うために事業所を「新設」した東京の会社が、喜界町内の貸ビルの1室を借りて業務を行う際に、（新設に伴う設備投資はないため）新規雇用者数に応じた補助金1,800千円（6人×30万円（うち2人は東京からの配転者））のみが交付されている。</p> <p>県外企業の誘致と雇用の増大という点では確かに補助の趣旨にはなっている。本補助金の交付要綱は、事業所の「新設」を『…新たに用地を取得（使用貸借及び賃貸借を含む。）し事業所を建設又は購入（使用貸借及び賃貸借を含む。）』と規定しているが、果たして貸ビルの1室の賃借が「用地の取得」に当たるものなのか、釈然としない。</p> <p>また、この要綱は、一定程度の設備投資があることを前提として補助金の算定基準を示しているように読めるが、本件のように「設備投資額」がゼロの場合でも（新規雇用者数の要件だけで）補助の対象となるのか、明確ではない。操業開始日から10年以上の事業所の操業継続が交付要件の一つに挙げられているが、設備投資の負担がなければ事業が思惑どおりにいかなかった場合の撤退も容易ではないかと考えられる。加えて言えば、事業所新設計画での総投資額「1,438千円」に対し、これを上回る1,800千円が助成される形となっており、補助の意義に照らして疑問を禁じ得ない。本件は、事例としてはレアケースなのかもしれないが、補助の対象、交付要件等についてもう少しわかりやすい整理が必要ではないか。</p>	<p>企業立地促進補助金は、本県への企業立地を促進するため、本県で新たに事業を立ち上げる企業に対し、安定した操業を行うことができるよう支援するものであるが、情報通信関連企業についても、昭和59年度の制度開始当初から対象業種としており、その業務形態に鑑み、昭和63年度に用地・建物の使用貸借や賃貸借による立地についても対象とするよう見直している。</p> <p>全国でも多くの自治体が情報通信関連企業の企業立地に係る同様の補助制度（用地・建物の使用貸借や賃貸借も対象）を有して、同企業の誘致を進めている。</p> <p>本県においては、県内のデジタル化を伴走支援できるデジタル人材の確保・育成を図る必要があることなどから、令和3年度新たに、当該補助金に情報関連企業向けの新たなメニューを設けるなど、同企業の誘致の強化を図っており、引き続き積極的な誘致に取り組んでいきたいと考えている。</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
				なお、今回の意見を踏まえ、補助の対象、交付要件等について事業者等に丁寧に説明するなど、適切な執行に努めてまいりたい。
意見	52 (99)	<p>【産業立地課】 No.99 企業立地促進補助金 No.101 生産設備投資促進補助金</p> <p>補助金の統合又は整理の検討について</p>	<p>「生産設備投資促進補助金」(No.101)は、補助の対象となる業種、施設が限定されてはいるが(製造業、専ら製造の用に供する施設、設備投資額3億円以上)、立地協定の締結、工場適地での事業所の設置、操業開始後10年以上の操業継続など「企業立地促進補助金」(No.99)と重なる要件も多い。</p> <p>サンキョーミート社(志布志市)は、生産能力増強に向けた工場増設(設備投資額3,543,836千円)であり、「企業立地促進補助金」に係る案件としたものであるが、同社は伊藤ハム(株)(兵庫県西宮市)の100%子会社であるため、No.101の交付要綱に定める「進出企業」(県外に本社又は親会社がある者)に該当するものでもある。本件は、設備投資額の下限基準や雇用者要件などもクリアしているため、No.101での適用も可能ではあった。仮にNo.101による補助の場合、補助金の額は70,876千円となり、本件の場合に比べて141,753千円少ないものとなる。要綱に定める基準に則って補助金は算定されているため、算定額や手続に問題があるわけではないが、同様又は類似の補助金が存在する場合、同じ「増設」の案件でありながら、本件のように細かな要件の違いによって交付額が大きく異なる結果となる可能性があるのは否定できない。公平性の観点から、算定基準のあり方等について検討の余地があると考える。</p> <p>No.99は「雇用の増大」を、No.101は「雇用の維持」を図ること、という趣旨の微妙な違いはあるが、企業を招致して県産業の振興を図り、もって雇用の確保に資するという点において違いはないと言える。</p> <p>交付事務の効率化の観点からも、両補助金の統合又は整理の可否について検討されてはどうか。</p>	<p>当該補助金については、当該意見のとおり「雇用の増大」を、またNo.101は「雇用の維持」を図ることをそれぞれ目的としており、異なる趣旨のもとで企業の県内における設備投資に対して支援しているものであることから、両補助金の統合または整理はなじまないと考えている。</p> <p>各企業の設備投資の内容に応じて最も適切な制度により支援していくため、今後とも誘致案件に応じて適切に運用していくこととする。</p>
意見	53 (101)	<p>【産業立地課】 No.100 鹿児島臨空団地企業立地促進補助金</p> <p>補助金の手法による効果について</p>	<p>事務としては、土地の売買と補助金の交付とで分けられているが、土地の購入事業者全てに補助金が交付されていることに鑑みれば、補助というより代金の一部払い戻しであり、最初から補助金相当額を値引きして分譲したのと効果において実質的な違いはない。</p> <p>また、都市部など周辺が住宅や商業施設等で囲まれた地域ならともかく、鹿児島臨空団地は、空港に隣接した工場用地(雑種地)であり、そもそも利用区分や評価の仕方も異なるため、仮に価格を下げたとしても周辺地価に影響を及ぼすことは考えにくい。</p> <p>効果に実質的な違いがないとすれば、最初から補助金相当額を考慮した価格で分譲した方が、少なくとも後の面倒な手続は踏まなくて済む。そもそも、補助金交付要綱の対象業種、取得面積要件と「鹿児島臨空団地分譲・貸付要領」の申込資格、分譲規模要件は同じであり、土地の購入と補助金の交付とはセットになっていると言える。</p> <p>補助金による手法の方が、明らかに誘致効果が大きいということであればこれ以上意見するものではないが、そうでないのであれば、事務負担の軽減の観点から、今後も同様の手法によるのか、検討の余地はあると言える。</p>	<p>当該制度は、鹿児島臨空団地において、事業所を新設し、又は増設する事業者で、定める交付要件に該当するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものであり、当該意見のとおり企業の立地に対するインセンティブが働くことや、より適正な執行が見込まれることから、現在の手法としていくところである。</p> <p>今後とも適正な執行等が図られるよう、現在の手法により企業誘致に取り組むこととする。</p>
意見	54	<p>【産業立地課】 No.101 生産設備投資促進補助金</p> <p>交付決定審査について</p>	<p>本補助金の交付要綱では『…操業開始の日から起算して10年以上、当該事業所の操業を継続すること。』が交付要件の一つに挙げられているが、交付決定審査では、いずれも「継続の見込み」で「適」とされている。事業概要説明書の「事業計画」欄に年間の売上数量や売上高</p>	<p>交付要件における操業の継続要件については、各企業の状況や社会情勢の影響によるものであり、一律に整理</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
	(102)		等の数値が示されてはいるが、これだけでは継続の可否を判定するには材料が乏しい。将来に関することであり、不確定要素も多く見込みで決定せざるを得ないことは理解できるが、説明責任を果たす上ではもう少し詳しいデータや計画を確認しておくことが必要ではないか。	することはなじまないため、今後とも各誘致案件に応じて適切に運用していくように努めることとする。
意見	55 (104)	【産業立地課】 No.102 下請企業振興事業補助金 支援センターの事業費のあり方について	補助事業の実績報告（業務遂行状況）などは月次で詳細になされており、これを見る限り補助の意義や効果はあると思うが、補助対象経費を含めた事業費のあり方については留意する必要がある。 「報酬」が人件費の大きな割合を占め、増加傾向にあることの可否や、「使用料及び賃借料」の減額改定の可否など、見直すべきところや検討すべき事項は多いのではないかと思う。	支援センターの事業費のあり方については、基本的には支援センターにおいて見直しを行っているところであるが、事業費が資産運用収入等で賄えない場合は、県が出捐している基金の一部を取崩していることから、支援センターの事業費について、毎年度県と支援センターで協議の上で、見直しを行っているところであり、引き続き徹底した見直しに努めることとする。
意見	56 (105)	【雇用労政課】 No.105 労働者福祉促進補助事業 完了検査及び記録について	この補助事業においては、年に1回、交付先の一般社団法人鹿児島県労働者福祉協議会（以下、「協議会」という。）に県職員が出向き、補助金の利用が適切になされているか検査を行っており、その際に、領収証等の確認や研修の具体的な内容を確認しているとのことであった。しかし、記録にある「令和2年度労働者福祉促進事業完了検査」という文書には、領収証等の確認を行ったこと等の具体的な確認内容について記載がされていない。検査、確認を行っているのであれば、その内容を記録に残すべきである。	完了検査に当たっては、より具体的な内容について記録することとした。
意見	57 (106)	参加者の募集方法について	本補助金における各種イベントの参加者募集方法は、協議会ないしその構成員である連合鹿児島において参加者の募集がなされているとのことであった。本補助金は「労働者」を対象としているが、それらの団体に関係のない県内の労働者が本イベントを知る機会が乏しく、事実上参加できないのであれば、公平性の観点から疑問が残るところである。	各種イベントには、協議会や構成団体と関係のない労働者も参加しているところであるが、更なる周知に努めるよう協議会に要請した。
意見	58 (106)	補助の有効性等の評価について	昭和37年から長年にわたり交付されている補助金であるが、部局において、補助金の有効性についての検討や、見直しはこれまで特にしていないとのことであった。 研修事業等についても、その内容、参加者数も記録には残っておらず、有効性について積極的に検討しようとする姿勢が欠けているように思う。 また、九州各県の状況を調査した結果、宮崎県や沖縄県では、同趣旨の補助金は確認できない。 以上を踏まえると、客観的に見て、現時点において、本補助金の有効性、必要性に疑問があると言わざるを得ない。本補助金を存続させるのであれば、少なくとも担当部局において、本補助金の必要性、有効性、また補助額が必要な金額であることを説明することが必要である。 また、本補助金の交付要綱において、補助金の交付先は協議会と定められているが、「労働者の福祉を増進するため」の補助金の交付先が協議会以外に存在しないことについても、説明できるようにする必要がある。	継続事業については、補助額・継続の必要性等について毎年度検討している。 協議会における研修事業の実施状況については、毎年度、協議会を訪問し実施している完了検査において、適正に実施されていることを確認している。 補助金の交付先については、本協議会が、県下に組織を持つ労働団体（連合鹿児島）、事業団体（九州労働金庫鹿児島本部、全労済鹿児島本部、鹿児島県生活協同組合連合会）等で構成される、労働者の福祉の増進を目的とする団体であり、県

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
				下に7支部を有し、県下各地で研修・イベントを実施できることなどから、妥当性がある。 なお、完了検査の記録については、前述のとおり改善することとした。
意見	59 (107)	【水産振興課】 No.107 環境にやさしい養殖生産推進事業補助金 調査結果の分析について	漁業環境調査、モニタリング調査及び輸入種苗魚病調査が実施され、この結果を記載した「令和2年度環境にやさしい養殖生産推進事業報告書」が県に提出されている。これにより、養殖漁場環境等の現況の把握という政策目的については達成されていると考えられるが、報告書には結果の分析や改善策の検討結果の記載がない。 報告書には、モニタリング検査の結果として、オキシテトラサイクリン(OTC)が検出された検体があったことが記載されている。これについての改善策の検討が必要なのであれば、改善策を検討した上で検討結果が記載されるべきであるし、基準値を下回っている(基準値が0.2ppmであるところ、0.06~0.09ppmの検体があったことが同報告書に記載されている。)等の理由で改善策の検討が不要なのであれば、その旨、根拠とともに明記した方がよい。また、報告書には漁場環境調査の調査結果についても、化学的酸素要求量(COD)、硫化物等についての数値の記載はあるが、その数値についての分析結果の記載がない。本補助金の目的が『養殖漁場環境の現況を的確に把握し、改善策の検討等の方策を実施することにより、養殖漁場の持続的利用と安定的な養殖生産を図る』ということからすると、養殖漁場環境についての調査を行ったことは確認できるものの、調査結果についての分析が不十分であると言える。	当該意見を踏まえ、鹿児島県かん水養魚協会を指導した結果、令和3年度の事業報告書では、漁場環境調査並びにモニタリング調査(医薬品残留検査等)結果について、それぞれ分析が行われており、養殖漁場の持続的利用と安心安全な養殖魚生産が図られるよう養殖業者を指導する旨、改善策の記載がなされており、改善されている。
意見	60 (109)	【水産振興課】 No.114 漁船海難遺児救済費補助金 補助事業者と補助金の受領者が異なる場合の確認について	鹿児島県漁船海難遺族援助会(以下、「援助会」という。)の事務所が鹿児島県漁業協同組合連合会(以下、「県漁連」という。)の総務指導室内に置かれており、また、援助会の代表者(会長)と県漁連の代表者(代表理事長)が同一人であるためか、補助金の交付請求は県漁連からなされ、県からの支払も県漁連の預金口座に なされている。 援助会名義の預金口座がなく、振込口座(口座名義人:鹿児島県漁連 総務指導室A)が援助会の専用口座として使用されているのかもしれないが、そうであれば、支出命令票にはその旨を付記しておくことが望ましい。 委任状も取られており、事務としては問題があるわけではないが、補助金はあくまで援助会に交付されたものであるから、当該交付額が県漁連の資金とは区別して適正に管理されている(県漁連の運転資金等と混同して使われていない)ことの確認はしておく必要はある(交付後の手続にはなるが、「総務指導室A」の出納記録の閲覧や写しの徴求などで確認することができる。)	当該事業は、県漁連に事務局を置く援助会の申請に基づき交付決定するもので、援助会の活動実績について、事務局から提出された事業実施報告書及び収支精算書、対象者からの領収書(写)により確認している。また、補助金の振込先である総務指導室A口座からの払い出しが、援助会の事業の支出として稟議されており、当該補助金が県漁連の資金と混同されていないことを確認したところである。 今後とも当該補助金に係る資金の区分など、適正な管理を指導していく。
		【農政課】 No.119 かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金	補助対象経費が具体的に示されているのは良いが、補助率については、交付要綱、交付要領とも「定額」としか示されておらず、透明性に欠けている。 各補助事業者の収支精算書においては、同じ経費について補助対象経費として報告されているものとそうでないものが混在しており、一体いづらが「定額」なのか	今後、補助金交付要綱を改正し、補助率を明確化することとした。 実績報告の「収入」については、適正な計

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
意見	61 (113)	補助率の明確化と実績報告のあり方について	がわかりにくい。また、いずれも収支精算書の「収入の部」の「その他」は、収支予算書における「その他」とは内容が異なり、交付確定額と事業費実績額との差額（おおむね消費税相当額）が計上されているに過ぎず、「収入」としての意味をほとんどなしていないと判断される。補助率を明確にするとともに実績報告のあり方について改善が必要である。	上となるよう精査に努めることとする。
意見	62 (114)	【経営技術課】 No.120 未来を拓け！女性農業者活躍応援事業 概算払の理由について	全補助事業者に対して、全て『自己資金が少ない』という理由で概算払がされている。この理由については、個人や任意団体であれば理解できるが、法人についても同様に認めるとするのは理解に苦しむ。執行何には内容審査の結果適当と認められる旨の記載があるが、貸借対照表や資金繰り表などは資料になく、どのような審査をして適当と判断したのか不明である。主務課においては、決算書などの資料は求めておらず形式的な審査しかしていないとのことであった。今後は、概算払申請書に記載された理由に見合う資料の提出を求めるといった対応の上、審査する必要があると考える。	今後は、必要に応じて、概算払申請書に記載された理由に見合う資料の提出を求めた上で、審査を行うこととする。
意見	63 (117)	【農産園芸課】 No.124 県単野菜価格安定対策事業補助金 実績報告のあり方と基金の決算書について	実績報告書には価格差補給金を生産者へ交付したことは報告されているが、交付件数や対象品目、交付額が示されていないため、事業の成果がどのようなものだったのか全くわからない。収支精算書も区分、金額とも予算書と同じものが記載されているだけで、報告としての意味をほとんどなしていないと言える。造成資金の残額が事業に対し適正な水準なのかどうかも検証しにくく、実績報告のあり方を改善すべきである。なお、公表されている基金の決算書の数値と見比べると、交付額は正味財産増減計算書の経常収益に「受取補助金」などの科目で計上されるのが通常と思われるが、このようにはなっていないため、要積立額の「38,680千円」がどこに隠れているかわからない。関係すると思われる科目を追いかけると、事業費の「県単野菜補給交付金」（8,461千円）と「県単野菜交付準備金返還金」（8,844千円）の合計額が事業収益の「県単野菜事業受取交付準備金振替」（17,305千円）と同額となっているが、交付額とのつながりがよくわからない。加えて言えば、資金造成計画額（に見合う資金）が貸借対照表のどこに（どの科目で）いくら計上されているのかもよくわからない。 事業の意義については異存ないが、県としては機械的に交付額を算定するのではなく、基金では交付額の受け払いがどのように経理されているのか、一度確認しておくべきである。併せて、資金の入りと出が明確にわかるような報告を求めるべきである。	実績報告については、事業成果がわかるように報告様式を見直した。 基金の決算については、毎年度、事業主体に対して当該事業に関する資金の流れについて報告を求めることとし、適切な事務処理に努めることとする。
意見	64 (119)	【農産園芸課】 No.126 葉たばこ産地再構築事業補助金 補助の必要性について	県は、関係機関・団体と一体となって低コストで高単収・高品質な葉たばこづくりを推進していくこととしている。しかし、そもそも健康志向により喫煙者が激減し、タバコの消費量が減少する情勢にあって、補助金を出してまで葉たばこの生産支援を続けることの必要性については疑問もある。補助金の交付額については、耕作者数の減少に合わせ、漸次、減らされているようであるが、鹿児島県たばこ耕作組合の令和元年度決算書を見ると、県補助金のほか、一般財団法人葉たばこ財団（東京都港区）から近代化促進助成金、技術指導事業助成金など45,820千円の助成金を受けており、賦課金等を含め104,716千円の収入があることがわかる。また、剰余金も厚く（425,360千円）、少なくとも財政的には県の支援を要するような内容ではない。 補助金と助成金とでは、交付の目的は異なるにしても、補助の目的が『産地体制の再構築を図るため』ということであれば、県としてはどのような再構築図を描い	葉たばこについては、令和3年度に葉たばこ廃策募集が行われ、耕作者が半減したところであるが、葉たばこの共同乾燥施設の再編を行うとともに、ほ場の集約化や先進技術の導入を進め、葉たばこ耕作者が意欲を持って取り組める産地体制の再構築を図ることとしている。 このため、当該補助金を活用し、産地の再構築に努めることとする。

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
			ているのか、その青写真を示すことが説明責任を果たす上では必要かと思う。	
意見	65 (125)	【畜産課】 No.131 乳用牛群検定普及定着化事業補助金 補助の効果の検証について	本事業は平成2年度から実施されており、乳用牛の能力検定の普及定着は進んでいると推測される一方、令和2年度で3割補助となっている現状が既得権化していないか、疑問が残るところである。 また、実績報告書には飼養管理の推進や経営の安定化に対する所見が皆無であるため、報告の際に、効果の検証に必要なデータ等の提出を求める必要がある。	家畜改良は、改良目標を定め、継続的に進めるものであり、今後も乳用牛群検定の実施を通じて検定データを広域的に収集、分析するため継続的な支援が必要である。 また、これまで事業効果の検証については、公表される検定成績データより確認していたが、今後は事業実績報告時についても関係データの提出を求めたい。
意見	66 (126)	【畜産課】 No.135 系統豚適正管理事業補助金 補助率の明確化と概算払の理由について	補助率が明確でないのだからわかりにくい、事業実施要領では「経費の一部を助成する。」とされている。しかし、実際は経費の全額が補助金で賄われており、業務委託しているのと実質的に変わらないと言える。 また、概算払を必要とする理由が、『系統豚群を適正に維持管理し、事業を円滑に推進するため。』とされているが、改良協会の決算書を見ると、補助金の額を上回る収支の余剰があり、さらに資金（現金預金）、剰余金（一般正味財産）とも補助金の額を上回る額が確保されていることがわかる。少なくとも概算払がないと事業の円滑な推進に支障を来すとは考えにくい。 事業の目的、公益性については異存ないが、全額補助とするのであれば、理由と併せ明確に示すとともに、概算払の必要性についてももう少し具体的な説明が必要である。	当事業では、「かごしま黒豚」の生産に必要な種豚を供給するため、系統豚の血統管理や能力調査等に必要経費を種豚改良協会に助成しているが、委託事業として実施するよう検討することとした。 なお、委託事業の実施にあたり、概算払が必要な場合は、委託先と協議し、理由を明確にした上で行うよう検討することとした。
意見	67 (129)	【河川課】 No.142 海岸クリーンアップ事業交付金 交付金の配分割合の現状適合性等について	一定の基準に従って交付金が配分されているのは恣意性が入る余地がほとんどないので手続的には良いと思うが、各地区の海岸の環境や海砂の状況等は平成16年度当時とは同じではないはずである。 交付金総額で最も大きな割合を占める「重機借上料」（海岸環境整備費）について、各地区の予算額と実績額とを比較した場合、同じような事情ではないことが見て取れる。特に、阿久根地区ではこの経費は予算にも計上されておらず、海岸の環境整備より清掃事業の方にお金が使われていることがわかる。 自然相手の事業のため、経費の使途やかかり具合は各地区とも年度によって異なると思うが、各地区の実績に鑑みれば、算定区分の配分割合が現在でも適合するものとなっているのかどうか検討の余地があると言える。	H16年度配分割合を再検討し、必要に応じてR5年度予算要求に反映させることとした。
意見	68 (130)	【港湾空港課】 No.144 志布志港・川内港輸出入促進トライアル事業補助金 補助対象経費に含まれる消費税の仕入控除税額の取扱いについて	本補助金の交付要綱には、『補助金交付申請をする場合は、当該補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（中略）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。』との規定が置かれている。 また、交付申請時に仕入控除税額が明らかでなかったものについては、『…補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。』とされている。	指摘のあった2社を含む5社については、控除すべき仕入れ税額の返還手続きを行った。 また、交付要綱を見直し、今後は、事業者が消費税法上の課税事業者であるかどうかを確認することとした。

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
			<p>これは、補助対象経費に課税仕入に係る消費税が含まれている場合、また補助事業者が消費税法上の一般の課税事業者である場合で、その消費税が「仕入税額控除」(消費税法第30条)により、課税売上に係る消費税額から税額控除されるときは、結果的に消費税を負担しなくて済むことになるため、その分は県に返還されなければならないとする考え方によるものである。</p> <p>補助事業者の2社は、売上高からいずれも消費税法上の一般の課税事業者であると判断されるが、このうち、南九州タイホー社については、金額的には軽微であるが、収支決算書に課税仕入に係る消費税(13,800円)が含まれて報告されている。しかし、この消費税については、確定申告の際に課税売上に係る消費税額から全額控除されているはずであり(損益計算書から、課税売上高は5億円以下であり、かつ、課税売上割合は95%以上と判断)、実際の負担はなかったものと思われる。したがって、この分は、本来、県に返還されなければならないものである。</p> <p>また要綱に『補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、(中略)速やかに知事に報告するものとする。』とされているが、申告の有無も含め仕入控除税額の確定が実際に確認されているかどうか書類を見る限り明らかでない。</p> <p>補助金交付の条件として仕入控除税額の取扱いを交付要綱に定めているのは良いと思うが、事務上は適否を検討した跡が見られず、現状、この条項は形骸化していると判断される。</p> <p>本補助金は、交付申請の際に決算書の写しを添付させることになっており、事業者が消費税法上の課税事業者であるかどうかは判別できると思う。</p> <p>事業者が課税事業者である場合は、事後的にでも消費税の確定申告書の写しを徴求するなどの措置を講ずるべきである。若しくは、実態に合わせて規定を改正するべきである。</p>	
意見	69 (135)	<p>【消防保安課】 No.147 消防職・団員充 実強化事業補助金</p> <p>補助金上限額の算定根拠の明確化と実績報告の確認について</p>	<p>事業の公益性、補助の必要性については異存ないが、現状、上限額の算定根拠が明確でないのを、これを明確にする必要がある。</p> <p>検査については、『事務処理は適正に行われている。』として合格とされているが、補助対象事業の予算と実績とを見比べると、コロナ禍で事業が実施できなかった割には、実績が予算を大きく上回っているものや、減るであろうと思われるものがそうでもないなど、やや釈然としないところがある。例えば、表彰事業では、各表彰式が中止のため、「旅費交通費」の支出がほとんどなかったのは理解できるが、「印刷製本費」の実績額が予算額の3倍近くの額になっている理由がよくわからない。</p> <p>いずれにしろ、予算と実績との差異が相対的に大きい場合は、相手方に説明を求め、理由を確認しておく必要がある。事務処理の適正性だけでなく、用途の適正性を確認した上で、検査の可否を判断すべきである。</p>	<p>上限額については、補助金交付要綱の中で別に定めるとしており、年度当初に補助金内示を発出する際に、県予算の範囲内と定められているところである。</p> <p>また、実績報告の際に予算額との増減がある場合は、決算(見込)書の備考欄に理由を記載させる等、改善を図ることとしたい。</p>
意見	70 (137)	<p>【競技力向上対策課】 No.152 第75回国民体育 大会「燃ゆる感動がご しま国体」に向けた競 技力向上対策事業等補 助金</p> <p>強化指導員配置事業費の予算措置について</p>	<p>体育協会を通じて事業を行うことの意義、効果等について異存はない。</p> <p>しかし、本事業の主催は県であり、社会保険料の事業主負担分等を含めた事業費の全額が県の補助金で賄われている事実を鑑みれば、実態としては県が強化指導員を丸抱えしているのと変わらない。したがって、補助金というより、「報償費」又は「扶助費」に近い性質のものであると思う。</p> <p>また、仔細だが、「給与支給調書」を見ると、各人の</p>	<p>当該事業における事業主体は県スポーツ協会であり、同協会が強化指導員を雇用し、事業を実施しているところである。</p> <p>強化指導員の業務内容は、選手として大会等に出場するだけでない</p>

区分	番号 (頁)	所管課 事業名 事項	監査の結果	措置の内容
			<p>報酬からは社会保険料の本人負担分、源泉所得税と併せ、個人住民税も（必ずしも各人毎月というわけではないが）控除されている。金額的には僅少ではあるが、県が交付した補助金の一部が県税として県に回収（納付）されている格好となっており、補助金の意義に照らして是と捉えるのか議論の余地があるかもしれない。</p> <p>業務委託での事業実施の当否を含め、予算措置のあり方について検討されてはどうか。</p>	<p>く、強化指定校等で少年選手の指導・育成を行うことで、本県の競技力向上に寄与するものであり、同協会の設置目的に合致した業務であることから、当該事業については、補助金として予算措置し、事業を助成することが適当であると判断する。</p> <p>今回の意見を踏まえ、事業内容等を都度精査し、必要に応じて改善・工夫を続けていくこととしたい。</p>